

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 8 年度
計画主体	宮崎県 日之影町

日之影町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 日之影町 農林振興課
所在地 西臼杵郡日之影町大字岩井川 3 3 9 8 - 1
電話番号 0 9 8 2 - 8 7 - 3 9 0 6
F A X 番号 0 9 8 2 - 8 7 - 3 9 1 4
メールアドレス nourin@town.hinokage.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、アナグマ、アライグマ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	宮崎県日之影町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成27年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、果樹、林産物、野菜等	9.00ha 10,968千円
シカ	人工林、林産物、工芸農作物、果樹等	6.10ha 10,706千円
サル	林産物、野菜、果樹等	1.00ha 1,148千円
カラス	林産物、野菜、果樹等	0.15ha 330千円
アナグマ	野菜、飼料作物等	0.85ha 310千円
アライグマ	—	—

※カラス、アナグマは平成28年度有害捕獲許可台帳より (H29.3.31 現在)

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

日之影町における鳥獣被害については、イノシシ、シカ、サルを中心に農林産物への被害が発生している。平成27年度の被害額は23,462千円となり、農林業を基幹産業とする本町にとっては深刻な問題となっている。

イノシシについては、町内全域において1年を通して被害が発生しており、主な被害内容は、くり、タケノコ、野菜、飼料作の食害、水稲の踏み倒しや椎茸ほだ木の押し倒しである。

シカについては、国有林から民有林、人里付近へと生息地が拡大しており、主な被害内容は、スギ、ヒノキ、クヌギの剥皮被害や幼齢木、椎茸、たばこ、ゆず、梅、くり、水稲、家庭菜園の食害である。

サルについては、大川平地区の特定した地域 (河内・田吹・星山・大山)での被害が発生しており、主な被害内容についてはタケノコ、椎茸、家庭菜園の食害、くりの食害及び枝の折損被害である。

カラスの被害については、椎茸、野菜、果樹、飼料作物の食害が発生している。

アナグマについては、町内での目撃、野菜、飼料作物等への被害報告が確認されており、個体数の増加が懸念されている。

アライグマについては、現在被害報告はないが、町内や近隣市町村での目撃情報や捕獲が確認されており、今後の被害が懸念されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
イノシシ	9.00ha 10,968千円	6.30ha 7,677千円
シカ	6.10ha 10,706千円	4.27ha 7,494千円
サル	1.00ha 1,148千円	0.70ha 803千円
カラス	0.15ha 330千円	0.10ha 231千円
アナグマ	0.85ha 310千円	0.59ha 217千円
アライグマ	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	町の事業である狩猟免許取得助成事業により、捕獲体制の整備を進めている。また、国や県の事業を活用したくくりわな導入による捕獲体制の強化、捕獲活動経費の支援による捕獲促進の取り組みを行っている。	狩猟免許取得助成事業により捕獲者の増加・若齢化が進んでおり、それに伴った捕獲技術の向上が求められている。
防護柵の設置等に関する取組	国、県及び町の事業を活用して、イノシシ、シカを対象としたワイヤーメッシュ柵、電気柵、ネット柵の設置を実施している。	設置後の侵入防止柵の適正な管理が求められており、定期的な点検や緩衝帯の整備、放任果樹の除去など事業主体での検討、取り組みが必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

日之影町における被害軽減の取り組みについては、ワイヤーメッシュ柵、電気柵、ネット柵等の設置による農林産物の防護、狩猟や有害鳥獣捕獲の実施、餌場の除去等の集落環境の整備を総合的に実施する必要がある。

防護柵の設置については、補助事業を活用し地域ぐるみでの効率的な設置方法を推進する。

捕獲については、猟友会による猟期の捕獲はもちろんのこと、有害鳥獣捕獲での銃による捕獲と、「箱わな」「くくりわな」による捕獲について推進する。

集落環境の整備については、餌場価値を下げていくため耕作放棄地の改善等により有害鳥獣が集落に近づけない環境づくりを推進する。

また、モデル集落を設置して集落単位での捕獲対策を実践し、そこで得た情報の町内への波及を目指すとともに、地域での鳥獣害対策の支援を行う鳥獣被害対策マイスターや、実際に集落での鳥獣害対策を先頭に立って実践する鳥獣害対策地域リーダーといった人材面の育成も行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊の構成人数は75名であり、うち対象鳥獣捕獲員として、下記の有害鳥獣捕獲班の班員71名を任命している。また、対象鳥獣捕獲員のうち5名を有害鳥獣捕獲員として町が任用し、実施隊と連携した捕獲体制を取っている。

日之影町 鳥獣被害対策実施隊 75名	日之影町 農林振興課 4名	日常業務での鳥獣被害対策に関する相談対応、鳥獣被害防止対策の指導・普及啓発活動、事故防止のための注意喚起など
	七折西捕獲班 15名	住宅地や田畑に出没した野生鳥獣への対応（追い払いや有害鳥獣捕獲の実施）、集落点検見回り、鳥獣被害防止対策の指導・普及啓発活動、緩衝帯整備など
	七折東捕獲班 16名	
	岩井川捕獲班 14名	
	分城捕獲班 20名	
	見立捕獲班 6名	

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	イノシシ シカ サル カラス アナグマ アライグマ	捕獲機材について、国の事業を活用してくくりわな、箱わな等を導入し、捕獲体制を強化していく。 また、鳥獣を捕獲する担い手の確保について、町単事業である狩猟免許取得助成事業を活用し、捕獲者の増加・若齢化を推進していく。
30年度	イノシシ シカ サル カラス アナグマ アライグマ	捕獲機材について、国の事業を活用してくくりわな、箱わな等を導入し、捕獲体制を強化していく。 また、鳥獣を捕獲する担い手の確保について、町単事業である狩猟免許取得助成事業を活用し、捕獲者の増加・若齢化を推進していく。
31年度	イノシシ シカ サル カラス アナグマ アライグマ	捕獲機材について、国の事業を活用してくくりわな、箱わな等を導入し、捕獲体制を強化していく。 また、鳥獣を捕獲する担い手の確保について、町単事業である狩猟免許取得助成事業を活用し、捕獲者の増加・若齢化を推進していく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>基本的に近年の捕獲実績及び生息状況を踏まえて設定している。</p> <p>アライグマについては、平成27年度に町内においてアライグマ1頭が捕獲された。現在、これ以降の町内での捕獲や被害報告はないが、近隣市町村での目撃情報や捕獲が確認されており、今後の生息域の拡大や、被害が懸念されることから、捕獲計画を立てている。</p> <p>今後、宮崎県の定める鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、それぞれの獣種で適正な捕獲を実施していく。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
シカ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
サル	10頭	10頭	10頭
カラス	40羽	40羽	40羽
アナグマ	150頭	150頭	150頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
実施隊の対象鳥獣捕獲員（有害鳥獣捕獲班員）の協力による銃器、わなを活用した年間を通じての有害捕獲及び狩猟（11月1日～3月15日）による捕獲を町内全域で行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	電気柵	電気柵	電気柵
シカ	延長 27,000m	延長 27,000m	延長 27,000m
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵
シカ	延長 20,000m	延長 20,000m	延長 20,000m
シカ	ネット柵	ネット柵	ネット柵
	延長 1,000m	延長 1,000m	延長 1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	イノシシ シカ サル カラス アナグマ アライグマ	鳥獣被害防止モデル集落等を中心として、侵入防止柵の適正な管理や緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等、里山の整備を推進していくとともに、鳥獣被害防止に関する知識や技術の取得・向上に向けて、県が実施する鳥獣被害対策マイスター研修等を活用していく。
30年度	イノシシ シカ サル カラス アナグマ アライグマ	鳥獣被害防止モデル集落等を中心として、侵入防止柵の適正な管理や緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等、里山の整備を推進していくとともに、鳥獣被害防止に関する知識や技術の取得・向上に向けて、県が実施する鳥獣被害対策マイスター研修等を活用していく。
31年度	イノシシ シカ サル カラス アナグマ アライグマ	鳥獣被害防止モデル集落等を中心として、侵入防止柵の適正な管理や緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等、里山の整備を推進していくとともに、鳥獣被害防止に関する知識や技術の取得・向上に向けて、県が実施する鳥獣被害対策マイスター研修等を活用していく。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

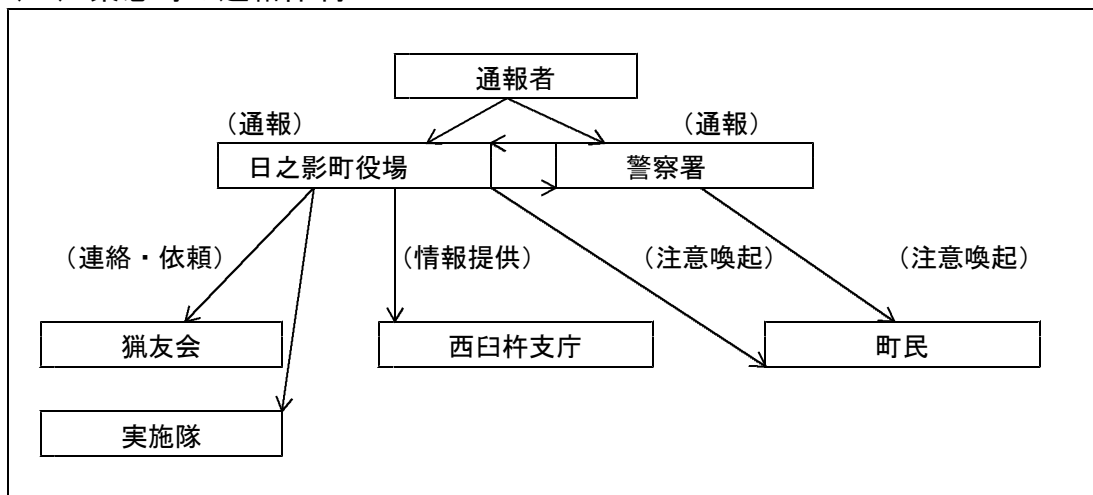
関係機関等の名称	役割
西臼杵支庁	被害防止活動の支援
日之影町農林振興課	関係機関への情報提供及び収集を行う 町民に対し喚起を行い、被害防止活動支援を行う 猟友会・実施隊と連携し、捕獲や追い払い活動を行う。
高千穂警察署	生命・身体の保護、避難等に関する支援
鳥獣被害対策実施隊	町や猟友会と連携し、捕獲や追い払い活動を行う
猟友会	町や実施隊と連携し、捕獲や追い払い活動を行う

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、

猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日の影町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
西臼杵地区猟友会日の影支部	捕獲（狩猟及び有害捕獲）の実施
日の影町農林振興課	施策の立案、対策の実施指導、被害調査
日の影町農業委員会	施策の立案、対策の実施指導、被害調査
鳥獣保護管理員	施策の立案、対策の実施指導、被害調査
J A 高千穂地区日の影支所	防護対策の指導及び情報提供等の協力
西臼杵森林組合日の影支所	防護対策の指導及び情報提供等の協力

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西臼杵支庁	対策の実施指導

林務課・農政水産課	
宮崎北部森林管理署	国有林野における被害状況の提供及び協力
NOSA I 西臼杵	農業共済制度における被害状況の提供及び協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月23日に日之影町鳥獣被害対策実施隊を設置した。実施隊の構成人数は75名であり、うち対象鳥獣捕獲員として、下記の有害鳥獣捕獲班の班員である71名を任命している。

【規模・構成】

日之影町 鳥獣被害対策実施隊 75名	日之影町 農林振興課 4名	日常業務での鳥獣被害対策に関する相談対応、鳥獣被害防止対策の指導・普及啓発活動、事故防止のための注意喚起など
	七折西捕獲班 15名	住宅地や田畑に出没した野生鳥獣への対応（追い払いや有害鳥獣捕獲の実施）、集落点検見回り、鳥獣被害防止対策の指導・普及啓発活動、緩衝帯整備など
	七折東捕獲班 16名	
	岩井川捕獲班 14名	
	分城捕獲班 20名	
	見立捕獲班 6名	

【実施隊が行う被害防止施策】

- 1 有害鳥獣の捕獲駆除に関すること。
- 2 有害鳥獣の被害防護措置に関すること。
- 3 被害発生地区の調査・巡回・指導に関すること。
- 4 その他有害鳥獣の被害防止施策の推進に関すること。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

中山間協定集落、自治公民館等へ鳥獣害防止対策への積極的な取り組みを促し、地域や集落による集団での取り組みを推進していく。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、大部分が捕獲現場で埋設処理されているが、一部が食肉として自家消費されている。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、捕獲現場での埋設が中心となっているが、今後は地域資源として有効利用について検討を進めていく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農林業及び鳥獣被害対策において協力体制をとっている、高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町で西臼杵地域鳥獣被害防止広域対策協議会を設置する。

西臼杵地域鳥獣被害防止広域対策協議会では、農林業被害の軽減に向けた積極的な情報交換を行い、効果的な被害防止対策に活かす。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

